

潮来市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、潮来市（以下「市」という。）が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報いたこ
- (2) 潮来市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）
- (3) その他

(掲載の範囲)

第3条 掲載することのできる広告は、公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号に該当する広告は、掲載しない。

- (1) 政治活動、宗教的活動などに係るものと認められたもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) その他不適当と市が認めるもの

(広告の掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに市が指定した位置とし、別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告媒体ごとに市が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第7条 市長は、市ホームページ、広報いたこ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載を希望するものは、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、市長に申込むものとする。

(広告掲載等の決定)

第9条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定通知書（様式第2号）または広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市が指定する期日までに、速やかに掲載しようとする広告原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに納付するものとする。

ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 市長は、市の行政運営上支障があるとき又は市長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき若しくは広告掲載料等を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告掲載料の還付)

第14条 市長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を還付するものとする。この場合において還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の総額とする。

(広告媒体運営委員会)

第15条 広報いたこ及び市ホームページに掲載する広告についての適正な運営を図るため、広告媒体運営委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、広告の選定について審議する。

3 委員会は、次に定める者をもって構成し、会議は必要に応じて開催する。

(1) 総務部長

(2) 広報担当課長

(3) 広報担当係長

(4) その他総務部長が指名する職にある者

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

潮来市広告掲載申込書

平成 年 月 日

潮来市長 様

(申込者)

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

FAX

E-mail

URL/

担当者氏名

潮来市有料広告掲載の取り扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

掲載希望媒体	広報いたこ	潮来市公式ホームページ
掲載希望期間	年 月号から ヶ月	年 月 日から ヶ月
掲載希望枠数	1 枠 (タテ 4.6cm×ヨコ 8.5cm) 枠	・ バナー広告 枠 リンク先のホームページアドレス http:// ・ レンタルページ： 要 ・ 不要

※注意

1. 広告掲載を申し込む際に、申込者の状況が分かるもの（法人の登記簿謄本の写し、個人の身分証明書の写し等）の提出を求める場合があります。
2. 広報いたこの発行は、毎月第2木曜日で区長配布となります。
3. 潮来市ホームページは、サーバー、回線のメンテナンス及び停電等の理由により、閲覧できない場合がありますので、あらかじめ、ご了承ください。

広告掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

潮来市長

平成 年 月 日付けでお申込みいただきました潮来市の広告媒体への広告掲載につきまして、審査の結果、掲載することに決定いたしましたので通知いたします。
つきましては、下記のとおり手続きをお願いいたします。

記

1. 広告掲載内容

- ①掲載媒体
- ②掲載期間
- ③掲載枠等

2. 広告原稿の提出期限

平成 年 月 日までに、潮来市総務部秘書政策課まで提出願います。

3. 広告掲載料 金 円

4. 広告掲載料の納入

平成 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。

5. その他

広告不掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

潮来市長

平成 年 月 日付けでお申込みいただきました潮来市の広告媒体への広告掲載につきまして、審査の結果、下記の理由により不掲載と決定いたしましたので通知いたします。

記

1. 申込まれた広告の内容

2. 不掲載理由